いじめ対策組織

いじめ対策組織

いじめ対策委員会
校長 教頭 生徒指導主事 人権教育、同和教育委員長 1～3年次主任 養護教諭 学校評議員 PTA役員 生徒代表

→ **定例会議** ⇄ **職員会議**

いじめ発生

いじめ認知対応委員会
校長 教頭 生徒指導主事 人権教育、同和教育委員長 関係年次主任 学級担任 部活動顧問 養護教諭 SC 外部専門家 関係諸機関（必要に応じ）

⇄ **職員会議**

⇄ **調査班（生徒指導部・関係年次）**

※実態把握のため調査班を編成する。

※事案により特別支援教育推進委員会と連携し柔軟に対応する。

○定例のいじめ対策委員会は運営委員会と兼ねて月1回開催する。生徒状況について職員会議において報告し、情報を共有する。
○いじめ事案発生時は、いじめ認知対応委員会を開催し、速やかに対応する。
○いじめ事案については職員会議において報告し、対応を周知徹底して情報を共有する。

≪基本的な対応の流れ≫

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ認知対応委員会」を招集する。
- いじめを受けている生徒を徹底して守る。
- 見守り体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

正確な実態把握 ⇨ **指導体制・方針決定** ⇨ **生徒への指導・支援** ⇨ **今後の対応**

正確な実態把握
- 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制・方針決定
- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会への報告、必要に応じ関係機関と連携する。

生徒への指導・支援
- いじめを受けている生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめを行った生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者（双方）との連携
- 直接会って（可能な限り）、具体的な状況を話して指導の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応
- 継続的に指導や支援を行う。
- SC（スクールカウンセラー）等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。